

## 第 1040 回教育委員会 会議録

平成 29 年 4 月 20 日

10:00~11:00

### ①開 会

<廣瀬教育長>

それでは、ただいまから、第 1040 回教育委員会を開会いたします。

### ②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、武田委員と山川委員を指名いたします。

### ③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

### ④報 告

<廣瀬教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「英語教育実施状況調査の結果について」、義務教育課長より報告願います。

<義務教育課長>

よろしく申し上げます。

報告 1-1 をお開きいただきたいと思います。

平成 28 年度「英語教育実施状況調査」の結果でございます。これは平成 28 年 12 月 1 日を基準日としまして、全国全ての小・中・高等学校を対象に文科省が実施した調査で、まとまったものが 4 月に公表になるということで御報告させていただきます。

概要を御覧ください。

まず生徒の英語力ですが、カッコ内は全国の数字です。26 年度からの公表となっておりますが、26 年度は県別の公表はしておりませんので、私どもで持っている数字を記載しております。

中学校の方は 3 年生のうち、英検 3 級以上の英語力を有すると思われる生徒の割合となっております。高校につきましては、3 年生のうち、英検準 2 級以上の英語力を有すると思われる生徒の割合となっております。

28 年度の数字でございますが、中学校につきましては 32.2%、全国は 36.1%、高校につきましては 36.0%、全国は 36.4%ということで全国を下回った数字となりました。昨年度と比較しますと中学校においては若干伸びている状況となっております。

教員の英語力についてですが、同様に数字の見方については、カッコ内が全国となっております。数値は英語担当教員のうち、英検準 1 級以上又は TOEFL PBT550 点以上、TOEFL CBT213 点以上、TOEFL iBT80 点以上、

TOEIC730 点以上等を取得している教員の割合となっています。28 年度でございますが、中学校につきましては 24.5%、全国では 31.8%、高校につきましては 52.2%、全国は 62.2%で、ともに全国を下回る数字となっています。

ただ、この調査の基準日は 12 月 1 日ですが、山形県では 1 月に集団受検をしていますので、実際の数字はもう少し伸びていることもあると思います。

最後、CAN-DO リストになります。「言語を用いて何ができるか」という観点に基づいて、児童・生徒に求められる英語力を達成するための学習到達目標を、4 技能別で「～することができる」という形で設定し、リスト化したものになります。

28 年度は中学校は 57.1%、全国は 75.2%、高校につきましては 100%、全国では 88.1%となっています。中学校につきましては昨年度様々な場で CAN-DO リストの作成について呼びかけをし、研修の場なども設定してまいりましたので、35 ポイントほど伸びている状況になっていますが、全国的には下回っています。

今後の対応につきましては、今申し上げました CAN-DO リスト、それから TOEIC 等の団体受検の実施による受検機会の確保、鶴岡市における小中高大連携プログラム事業の研究成果の普及、また、高校生につきましては英語キャンプやディベート大会の開催といった生徒の学習意欲が高まるような場を設定していきたいと思っています。

以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<山 川 委 員>

生徒の英語力のところで、英検 3 級とか英検準 2 級は明確な基準だと思うのですが、「それと同等の英語力を有すると思われる」というところの評価はどういった基準でやっているのでしょうか。

<義務教育課長>

英検 3 級ですと中学校卒業程度というレベルになりますので、CAN-DO リストを作成している学校につきましては、そこに照らし合わせたり、あるいは定期テストでございますとか、外部のテスト等もございますので、こうしたものと照らし合わせて教員の判断によって 3 級相当と評価しております。

全国的にも「相当と思われる」というところの判断基準はどうなんだという問題がありまして、「相当」というところがかかなり多く見積もられている状況にあります。こうしたところはこの調査の問題点だなと思っています。

<山 川 委 員>

そうすると先生の英語力のところは曖昧な基準はなくて、生徒の評価基準とは違いがあると考えていいですか。

<義務教育課長>

はい。

<山 川 委 員> 基準として曖昧な部分がかかなり大きいとすると、数値の見方が変わってくると思います。

いずれ英検 3 級とか英検準 2 級は、費用補助して全員が受検するようになればある程度ははっきりした数字が出てくるのだろうけど、まだそこまでは山形も全国も行っていないということなんですよ。

<武 田 委 員> 昨年度の目標に対しての実績はどうだったのかということと、生徒の英語力と教員の英語力と CAN-DO リストの到達度合の相関関係はどう捉えていますか。

<義務教育課長> 平成 29 年度の目標値を 50%に掲げていて、ロードマップ的なところで、42%くらいと設定しておりました。全国も 50%を目標に設定していますが、報道を見ていると、こちらもかなり難しいのではないかということが出ております。

これは積上げの数字ではなくて、中学 3 年生の生徒の取得率ですので、年度ごとの生徒の状況によってこの数字は変わってくるということになります。

教員の英語力ですが、例えば香川県は資格の取得率が全国で一番高いのですが、一方生徒の英語力を見ますとそういうレベルにはいっていない。これについて文部科学省では教員の英語力と生徒の英語力の相関はなかなか出にくいというようなことも言っています。

ただ、英語で授業するということが中高ともに新しい学習指導要領では盛んに言われていますので、そうした意味では教員の英語力は上げていかないといけないと思っているところです。

CAN-DO リストが整ってくると、これまで教員の勘や経験で英検 3 級相当と見てきていたものを、しっかりと生徒を評価することが出来ます。それから、目指す子ども像、こういう英語力をつけてこうした場に生かしてほしいということが明確になりますので、CAN-DO リストの作成を呼びかけているところです。

<山 川 委 員> 今のお話の中で香川県のケースについてなんですが、私は生徒の英語力と教員の英語力は相関関係にあるのかなと思っていたのですが、相関関係に無いというのは香川県の例だけ見てそう言っているのでしょうか。

<廣瀬教育長> この件に関して新聞記事があったはずなので用意できませんか。香川の件は文部科学省というより新聞社が問題意識持っているんですよ。教員の英語力が高いところは生徒の英語力も高いはずだと思って調べたらそうではなかったと。それで文部科学省に聞いたりしたようですが、まだ始まったところなので、実際どういうことが因果関係にあるのかというのは、いろいろ研究しないといけないと思います。

< 涌井委員 >

保護者の立場としては親御さんがどういう意識なのかということと、英検受検者の割合というのも気になって、英検3級にトライして駄目だった生徒もいると思うんです。そういった割合がどれくらいなのかというのも非常に知りたいところです。

そもそも受検している生徒自体も少ないんじゃないかなという気がして、それはやはりお金の問題でもあるんですけど、学校からの呼びかけに対して、親御さんが子ども達の後押しをしてあげたりというのが、果たして家庭でしているのかなというのも気になります。

私事ですが、うちの子どもが通っている中学校は受検している生徒がものすごく少ない。受けなくちゃいけないとか、受けた方がいいという認識を持っている親御さんは多分少ないんじゃないかなと思います。学校の勉強とは違って、自分でテキストを買ってきて自ら率先してやっていくことで相乗効果が生まれることもあると思います。

受検しなければ学校の勉強、塾の勉強しかなさくないというふうになっている子って多いのかなと思います。

学校から親御さんに対する働きかけ、子どもたちに対してモチベーションを高めるような働きかけといった取り組みも必要なのではないかなと感じています。

< 義務教育課長 >

昨年度、12月1日現在までの数字ですが、英検を受検したことがある生徒数の割合は37.6%くらいとなっています。今涌井委員からありました受検の機会ですとか、生徒への刺激ですとかは市町村の方でかなりそういう機会を設けたりするようになっています。

子どもの方では受検をぜひ勧めて欲しいということはこれからも呼びかけていかないといけないと思っています。

< 廣瀬教育長 >

受検料を助成している市町村もあって、そういうところの受検意識と、していないところの受検意識の調査をしようかなと思っています。

助成することによって、検定を受けて欲しいという一つのメッセージになるわけですが、それがどの程度効果を出しているのか調べたいと思っています。

< 武田委員 >

学校から案内というのは出しているんですか。

< 義務教育課長 >

それぞれの学校によるかとは思いますが、出しています。

< 武田委員 >

私、知らなくて、娘から受けたいんだけど、と言われてネットで調べて初めて日程と料金を知って、申し込んだということがあって。

< 森岡委員 >

助成の話が出たんですけど、そもそも英語というのは外国の様々な文化について、子ども達が自分が持つ興味、好奇心を実現していくためのツールだと思うんです。

子どもたちの英語に対する興味をどう引き出すのかというのが先生

方の一番重要な教育のポイントなのではないかと思います。子どもも先生も何かインセンティブがあるから、助成があるから、というところから、そちらにシフトするというのはすごく怖いなと思っているところです。

<廣瀬教育長>

学習指導要領で新たな英語の指導の仕方と言いますか、教材と指導方法というのが出てきて、去年の総合教育会議でも関心・動機づけが最も大事だという議論になったわけでありますが、授業でどんなふうに興味をつないで動機づけを進めていくかという側面が大事だと思っています。

ただやはり一定程度は教育行政として結果を求められるところもあります。

<森岡委員>

ここでどう山形のカラーを出すかというところだと私は思うんです。文科省は常に目に見える数値に置き換えろということを言っているんですが、彼らは経団連等からの、グローバル化に対応した人材養成というニーズに答えてないと思うんですよ。英語教育でグローバル化に対応できるなんていうことは絶対無いです。海外の人達と折衝したり交渉したりといった局面では英語力ではなくて、その人の人間性であったり、情緒力であったり、そういったところが最終的にグローバル化に対応した真の意味での力量になると思うんですよ。

ですから数値化しなければならないというところで様々に子どもたちや先生方も苦慮されているわけですけど、一定の数値は出しながらも、山形としての何らかのカラーを出すという、その辺をうまく工夫できればいいんだろうなというふうに思います。

<片桐委員>

山形県に限らないと思うのですが、小学校入学前に英語教室に通わせてたりとか、小さいころからお金をかけてやっている家庭もあるわけで、本当に格差と言いますか親の認識に開きがあると思っています。

<森岡委員>

イギリスではサッチャー政権のときに明らかに政策が失敗しているわけです。完全に教育は2極化して、当時のイギリスの国力が低下したんです。日本は非常に高い評価しているサッチャー政権ですが、あのとき彼女の教育政策は完全に失敗して、歴史が証明しているわけです。ある意味日本は同じ轍を踏んでいる部分があるんですよ。

ここはなんらか、山形モデルで少し違った評価の流れを作っていければいいんだろうと思うんですけど、難しいですね。

<廣瀬教育長>

森岡委員がおっしゃった知識・技能だけでなくコミュニケーション能力いわゆる非認知能力の部分を本当はもっと高めていく必要はあると思います。

<森岡委員>

ただ、よほど高い英語力を持っていたとしても、問題は法務なんです。

現地の法律をどのくらい理解して交渉できるかが契約の場合は大事で、ですからよほど英語ができて、弁護士が入らないと最終的な調印はできません。実際のビジネスでは。

<武田委員>

鶴岡に頑張ってもらいたいと思っていて、小中高大連携プログラムですとか、英語キャンプとか盛んに行われていたり、ユネスコの食文化創造都市にも加盟して、海外から大学生がたくさん来るという話があったり、慶応の先端生命科学研究所に英語の幼稚園が出来るという話もあって、本当に国際化に向かっている地方都市なのに、地元にいる方たちがこういう英語教育がなされているというのを全く知らない。鶴岡のある会社の社長と話をしたときに若干他人事のような感じで受け止められていました。全県でというのは難しいですけど、ぜひ鶴岡でひっぱり切ってもらいたいと思います。

<廣瀬教育長>

今3年目ですから、鶴岡の事例を全県に普及させるのが大きな目標です。

<廣瀬教育長>

次に、(2)「「はばたけ世界へ 南東北総体 2017」100日前カウントダウンイベント及び総合開会式一般観覧者の募集について」、全国高校総体推進課長より報告願います。

<全国高校総体推進課長>

それでは、「はばたけ世界へ 南東北総体 2017」の準備運営に関しまして、2つ御報告させていただきます。

1つは今度の日曜日、4月23日に開催いたします100日前カウントダウンイベントでございます。青っぽいチラシを御覧いただきたいと思っております。

今回の南東北総体は、本県で45年振りの開催となるビッグイベントでございますので、高校生のみならず、県全体で盛り上げていきたいと考えてございます。昨年の12月に山形市のビッグウイングでプレイベントと題しまして、県民の方約1万1,000人の御来場を得て大きな盛り上がりを見たところですが、更なる開催機運の盛り上げを図るため、このたび100日前カウントダウンイベントを開催するものでございます。

今回のイベントにつきましては県内の5地区に分かれまして、高校生活動推進委員会の生徒が各地区ごとに企画を練って進めてきたものでございます。さらに今回につきましては競技運営の主体となります会場の市町からも積極的に加わっていただいております。当日は全会場とも午後1時からの同時開催でございます。高校生による踊りや音楽などのパフォーマンス、それからそれぞれの地区の開催競技に関連する著名なスポーツ選手によるトークショー、あるいは競技紹介なども行ってまいります。いずれの開場も入場無料でどなたでも参加できますので、ぜひ多くの県民の方々にお越しいただきたいと考えております。委員の皆様にも置かれましても、時間が許せば会場に足を運んでくだされば幸いに存じます。

もう1点でございます。総合開会式の一般観覧者の募集でございます。

今回の南東北インターハイでは本県が幹事県ということで、7月28日金曜日に総合開会式を行います。会場は天童市にございます県の総合運動公園の総合体育館でございます。開会式でございますが、先催県の例では皇太子殿下の御臨席をいただき、内容としては選手入場や大会会長のあいさつ、選手宣誓などを行う式典を1時間、式典に引き続き高校生による公開演技を30分、その後約20分ほど都道府県選手団への激励パフォーマンスということで大きく3部構成となっております。

会場には体育館の会場2階にアリーナ席がございますので、ここに700席ほど、一般県民向けの座席を準備し、このたび観覧者を一般募集するものでございます。募集期間は5月1日から6月2日までとし、応募者多数の場合は抽選により決定させていただきたいと思っております。

この総合開会式でございますが、私どもとしてはぜひ山形をアピールする場ということでも考えております。なお、式典で使用する音楽については山形ゆかりの音楽を使用し、公開演技では最上川をモチーフとした演技を行う予定をしております。パンフレットの最後のページに高校生が練習している写真が載っています。大変楽しい内容になっていると思っております。期待していただきたいと思います。ぜひ多くの県民の方から御応募いただきたいと思いますので、大会のPRと合わせてこれから周知を図っていきたく思います。

なお、教育委員の皆様方には当日招待者ということで御案内をさせていただきたいと思っております。詳しくは事務局である総務課を通じて調整させていただきますが、ぜひ7月28日は日程を取っていただき、本県高校生の活躍を御覧いただきたいと思います。存じます。

私からは以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長>

なければ、これより議事に入ります。

## ⑤議 事

<廣瀬教育長>

議第1号「山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について」、文化財・生涯学習課長より説明願います。

<文化財・生涯学習課長>

山形県指定有形文化財の指定について、ということでございます。

資料1-2にあります。3月23日の山形県文化財保護審議会におきまして、県の指定有形文化財に指定することが適当であるという答申があったものでございます。指定になることについて所有者からも同意を得られましたので、今回提案するものでございます。

概要については1-3を御覧ください。1-4に写真もございまして、合わせて御覧ください。

観音三尊懸仏についてですが、懸仏というのは寺の堂内に懸けて礼拝するものでございます。所在地は鶴岡市水沢、所有者は不二軒という曹洞宗の寺でございます。

形状は鏡面に金銅製の聖観音像、右側に天部形像、左側に軍荼利明王像を貼付した懸仏でございます。制作年代は鎌倉時代、寸法は外形が43.4cmでございます。

特色としては3つございまして、1つは懸仏として大きさと作の優秀さから貴重なものであるということで、特に貼付されている仏像が優れた作行を示しています。また、懸仏の形式の変遷の資料として、板状のものに彫るといふものから立体化への過渡的作例として貴重だという評価がございました。

2つ目はその内容が羽黒権現の本地仏を表しているもので、現在のところ最古の遺品ということでございます。資料として歴史的な価値があるということでございます。

3つ目としまして、中尊・聖観音菩薩の形態から鎌倉時代前期の羽黒山は天台宗の影響が及んでいたと考えられ、羽黒信仰の成立や変遷の歴史の解明に役立つものであるということでございます。

これらの点から県指定する意義のある作品であるということでございます。

続きまして、1-5と1-6を御覧ください。

屏風でございますが、有形文化財（歴史資料の部）ということで、絵画としての指定ではなくて、歴史資料としての評価ということでございます。名称は東本願寺御再建につき献上木として御影堂一番御虹梁並びに御柱山出し運搬の図附古文書2通で、所在地は河北町、個人の所有でございます。現在町の指定文化財となっております。

作者は不詳、制作年代は1802年以降の時期であろうということでございます。

特色としまして、天明8年の京都大火で、東本願寺の御影堂・阿弥陀堂が焼失し、翌年から10年に及ぶ再建に際しまして、工藤儀七を中心とする最上門徒の活躍ぶりを描いたものでございます。

写真を見ていただくと、屏風には真室山中から切り出した檜の巨木を塩根川・鮭川・最上川を下して酒田湊に運び、そこから船で大坂まで輸送し、淀川を上って伏見を経て京都七条の東本願寺に運搬する様子が描かれています。

当時京都の町で日本一の巨木だということで評判になったということもございまして。

この絵は工藤儀七本人が現地で下絵を描いて、それを東本願寺のお抱えの絵師に描かせたものと思われるという評価でございます。

指定の意義としましては、絵画としては作者が不詳で絵画的な価値が無いという専門家の御意見もあったわけですが、歴史資料として当時の風俗描写が的確、詳細で学術的な価値が高いため指定の意義があるということでございます。

私からは以上でございます。



- <廣瀬教育長> ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。
- <廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。
- <廣瀬教育長> 次に、議第2号「学校運営協議会を設置する学校の指定に係る臨時専決処理の承認について」、高校教育課長より説明願います。
- <高校教育課長> それでは、説明させていただきます。2-1が議案で、2-2以降に参考資料1から3まで準備させていただいております。  
学校運営協議会を設置する学校の指定に係る臨時専決処理の承認についてお諮りするものでございます。  
平成29年2月に御承認いただきました、「山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」参考資料1でございますが、これに基づきまして、県立小国高等学校が学校運営協議会設置指定申請書を3月29日付で提出しております。指定申請書が参考資料2にございます。  
それを受け、本来であれば委員会に諮り、承認を得るべきところでありましたが、平成29年度からの学校運営に支障がないよう、4月1日からの指定に向けて進めてまいりたいと考え、3月の臨時教育委員会の委員会閉会后に御報告させていただいた通り、「教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は専決させる規則第5条第1項の規定」により、学校運営協議会を設置する学校として指定いたしました。指定書につきましては参考資料3でございます。  
その専決処理について御承認いただきたいと存じます。よろしく願います。
- <廣瀬教育長> ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。
- <廣瀬教育長> 高等学校のコミュニティ・スクールは東北では初めてですね。
- <高校教育課長> はい。
- <武田委員> これまでの経過を教えてください。
- <高校教育課長> 以前から小国高校からはコミュニティ・スクールを通して学校の活性化、地域との連携を図りたいという意向を寄せられていまして、それに対応するということもあり、2月に「山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を制定させていただいております。それに基づきまして小国高校から学校運営協議会の設置校の指定を受けたい

という申請が3月29日にございました。

しかし、教育委員会で御審議いただく時間的余裕が無いということで教育長が専決させていただいたところをございます。今日はその専決について、御承認をいただくということをございます。

<廣瀬教育長>

元々小国町では小中学校でコミュニティ・スクールを作っていて、相前から高校でも設置したいという話があったわけですが、当時は申請に係る規則を作っていなかったんです。それで規則を制定して申請をしてもらい、委員会を開く時間がなかったため専決処理ということになったわけです。

東北で初めてのコミュニティ・スクールということで非常に関心が高いものですから、場合によっては、視察は遠いので大変かもしれませんが、状況を報告してもらおうなどしてください。

<廣瀬教育長>

ほかになれば、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長>

次の議第3号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

◀ 議第3号は秘密会にて審議 ▶

## ⑥閉 会

<廣瀬教育長>

これで、第1040回教育委員会を閉会いたします。